

月報私学

2026
9
VOL.345

PDF版月報私学



自由ヶ丘学園高等学校は1930年、自由主義教育を掲げて創立しました。校名は「自由が丘」の地名や駅名の由来となっています。近年は学校改革を推進し、2023年から共学化。創立100周年を見据えた記念事業の一環として、新校舎を建設しました。未来を創造する空間をイメージしたこの新校舎は、これからの時代を切り開く生徒たちの主体的な学びの場となることが期待されています。

写真提供 学校法人自由ヶ丘学園 自由ヶ丘学園高等学校（東京都目黒区）

CONTENTS

- 2 令和7年度 私学事業団の業務報告及び決算
- 6 私学事業団を装う偽サイトにご注意ください
- 7 事業団資金で明日を拓く
- 9 令和8年度 第2回私学共済事務担当者研修会／短時間労働加入者にかかる資格要件の特例／令和8年10月開始の保険料調整制度（短時間労働者向け）について／積立貯金の利率を引き上げます（令和8年10月1日）／加入者貸付の利率を引き上げます（令和8年11月から）
- 10 被扶養者の再審査と加入者資格等の検認を実施します
- 11 定時決定にかかる確認通知書を送付します
- 12 被扶養者認定申請事例（子どもの認定）
- 14 令和7年度 年金積立金の運用状況
- 16 資産形成セミナー開催のご案内／共済定期保険後期募集にかかる学校加入コースのご案内／宿泊所・保養所の年末年始の宿泊予約／オンライン特定保健指導を受けてみませんか？（東京臨海病院）
- 17 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会
- 18 INFORMATION
- 20 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内

令和7年度 私学事業団の業務報告及び決算

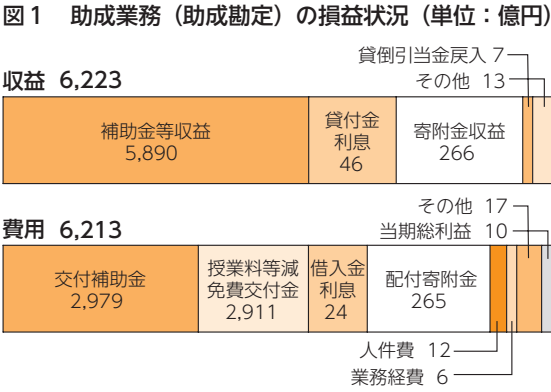
財務部

私学事業団の助成業務と共済業務における令和7年度の業務報告及び決算の状況は次のとおりです。なお、決算は文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、私学事業団ホームページ「財務情報▶決算等の公告」に掲載します。詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

助成業務

助成業務では、補助事業、貸付事業、寄付金事業、学術研究振興基金・資金事業、経営支援・情報提供事業、減免資金交付事業、助成事業の七つの事業を行っています。

令和7年度の助成勘定における損益の状況は図1のとおりです。



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表1 補助金交付状況

区分	学校数	交付学校数	補助金総額	補助金の平均額	
				1校当たり	学生1人当たり
大学	628	586	286,915	490	141
短期大学	278	247	10,757	44	151
高等専門学校	4	2	199	99	137
合計	910	835	297,870	357	141

注 表1～3、6については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表2 貸付金交付状況

区分	貸付件数	実績金額
一般施設費	53	36,525
教育環境整備費	6	1,714
災害復旧費	0	0
公害対策費	0	0
特別施設費	4	18,860
合計	63	57,098

これにより、年度末の貸付金残高は487億7829万円となりました。

●50法人(63件)に570億9840万円を貸付け

学校法人等に対して、設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金の貸付けを行っています。

貸付事業

7年度の貸付事業計画額600億円に対し、貸付実績額は570億9840万円でした(表2)。貸付金の財源は、国の財政融資資金294億円、厚生年金勘定からの借入れ187億円、貸付回収金等89億9840万円となつています。

寄付金事業

●受配者指定寄付金の受け入れと配付

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付しています。

表3 受配者指定寄付金受入・配付状況

区分	実績額
前年度繰越金(A)	24,671
受入額	一般寄付 23,805
	現物寄付 1,028
	計(B) 24,833
合計	(A)+(B)=(C) 49,503
配付額	一般寄付 25,478
	現物寄付 1,028
	計(D) 26,505
翌年度繰越金(C)-(D)	22,998

●若手・女性研究者奨励金

私立学校における次世代の人材育成を図るため、多様で特色ある研究に対して研究奨励金を交付しています。その財源は、企業等社会一般から幅広く募集する寄付金により賄っています。

7年度は交付計画額3000万円に対し、75研究に3000万円を交付しました(表4)。

表4 若手・女性研究者奨励金交付状況

分野	研究数	交付額
若手研究者奨励金	件 39	千円 15,600
女性研究者奨励金	36	14,400
合計	75	30,000

学術研究振興基金・資金事業

●36研究に8060万円を交付

学術研究振興基金の運用益を学術研究振興資金として私立学校の学術研究に要する教育研究経費、設備の取得費等に対し交付しています。

昭和50年度創設の本基金の7年度末保有額は54億1717万円となっています。7年度の交付計画額8000万円に対し、36研究に8060万円を交付しました(表5)。

表5 学術研究振興資金交付状況

分野	研究数	交付額
医学	件 17	千円 45,300
環境科学	1	4,500
理学	4	8,400
工学	2	5,200
農学	3	8,900
文学	5	5,900
法学	0	0
経済学	2	1,800
家政学	0	0
体育学	0	0
教育学	2	600
合計	36	80,600

経営支援・情報提供事業

●私立学校の教育条件及び経営に関する調査・研究、指導・助言

学校法人の依頼に応じて、「経営改善計画の作成支援」、「学生募集」及び「人件費の見直し」等の経営上の諸課題について分析資料を提供したうえで、学校法人と本事業団職員が意見交換を行い、解決策を探る面談形式の経営相談を行いました。経営相談以外にも会計処理等の質問や財務分析等の簡易な要望に電話・メール等で対応しました。

また、「自己診断チェックリスト」を本誌及び本事業団ホームページに掲載することで周知を図り、7年度から大学・短期大学・高等専門学校法人(以下「大学法人等」といいます)については、自法人の決算データ等が自動入力されたチェックリストを、「私学情報提供システム」に掲載しました。

「経営判断指標」については、大学法人等を対象に、健全な学校法人運営のための参考資料として、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」

(経営判断指標の集計結果)を発送し、私学経営DXの推進において、6年度に開設した私学経営タッシューボードに、「経営判断指標判定表」を数値入力することでシミュレーションが可能なファイルを掲載しました。

●私立学校の教育条件及び経営に関する情報収集・提供

学校法人の教育条件及び経営に関する情報収集を行い、学校法人及び関係者に対し情報を提供しています。7年度は、全国の私立学校の財政状況を集計した「今日の私学財政」を発行しました。また、私立大学・短期大学及び私立高等学校の「入学志願動向」、私立大学・短期大学の教育情報を取りまとめた「私立大学・短期大学教育の現状」を本事業団ホームページで公表しました。

さらに、インターネットを利用した「私学情報提供システム」による財務帳票等の提供や、講演などを通じた情報提供等も行いました。

●各種セミナーの実施

学校法人の理事長や理事を対象に、私学行政の変化を見据えた学校運営及び資産運用について理解を深めることを目的とした「私学リーダーズセミナー」を、「対面形式」と「オンライン形式」の二つの形式を採用し、東京及び大阪の2会場で開催しました。

また、大学・短期大学の若手職員を対象に、大学職員としての資質向上を図ることを目的とした「私学スタッフ

セミナー」を京都及び仙台の2会場で開催しました。

●大学ポートレート

国公立大学等の教育情報を公表・活用するための共通のなしくみである「大学ポートレート(私学版)」を運用管理し、周知を図るための広報活動を行いました。

減免資金交付事業

●643法人(867校)に2910億7529万円を交付

社会で自立し活躍することができるよう人材を育成するための質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に授業料等減免交付金を交付しています。

7年度の交付計画額3633億3647万円に対し、2910億7529万円を643法人、867校に交付しました(表6)。

表6 授業料等減免交付金交付状況

区分	学総校数	交付校数	交付額
大学	627	596	百万円 280,558
短期大学	277	269	10,407
高等専門学校	4	2	111
合計	908	867	291,075

注 令和7年度中に廃止認可を受けた学校を学校総数から除外しています。

助成事業

●私学研修福祉会への助成金及び厚生年金勘定への繰り入れ

私立学校教職員の資質の向上のため、一般財団法人私学研修福祉会が行う研修事業に助成金を交付し、また、私立学校教職員の福利厚生の実施を図るため、共済業務年金等給付事業（既年金者年金増額費及び年金等給付整理資源）を対象として、本事業団の厚生年金勘定へ繰り入れを行っています。

この事業は助成勘定の前年度利益金を財源としています。7年度は、6年度に損失を計上したため、助成金の交付及び厚生年金勘定への繰り入れは行いませんでした。

共済業務

共済業務では、短期（医療）給付事業、年金等給付事業及び福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付けの各事業）の三つの事業を行っています。

加入者数・標準報酬平均月額・標準賞与平均年額

7年度末の加入者数は64万1537人となり、表7のとおり、前年度より6083人増加しました。

掛金等の算定基礎となる標準報酬平均月額及び標準賞与平均年額は、それぞれ表8、表9のとおりです。

表7 加入者数

令和6年度末	令和7年度末	対前年度増減	
		人数	伸び率
635,454人	641,537人	6,083人	0.96%

表8 標準報酬平均月額

令和6年度末	令和7年度末	対前年度増減	
		金額	伸び率
381,762円	386,195円	4,433円	1.16%

表9 標準賞与平均年額

令和6年度末	令和7年度末	対前年度増減	
		金額	伸び率
1,257,272円	1,274,298円	17,026円	1.35%

注 標準賞与平均年額とは、年度末時点の加入者にかかる当年度内に支給された標準賞与の総額を年度末時点の加入者数で除して得た数値です。

短期（医療）給付事業

●給付分掛金率は据え置き、介護分掛金率を0・132ポイント引き下げ

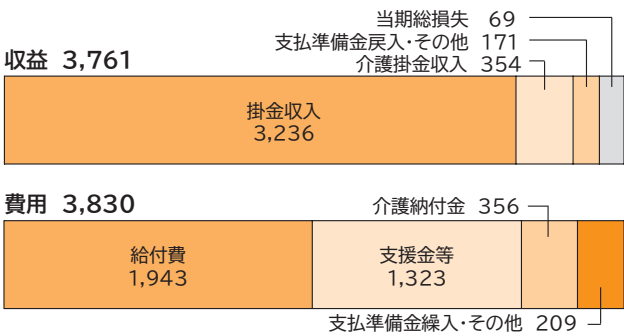
加入者や被扶養者の病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などにかかる給付の他、介護保険制度にかかる介護納付金や高齢者医療制度にかかる支援金などの納付を行っています。

収益は、加入者の増加により、掛金収入が79億円増加したことなどから、前年度より64億円（1・7%）増加し、3761億円となりました。

費用は、給付費が52億円増加したことなどから、前年度より12億円（0・

図2 短期（医療）給付事業（短期勘定）の損益状況

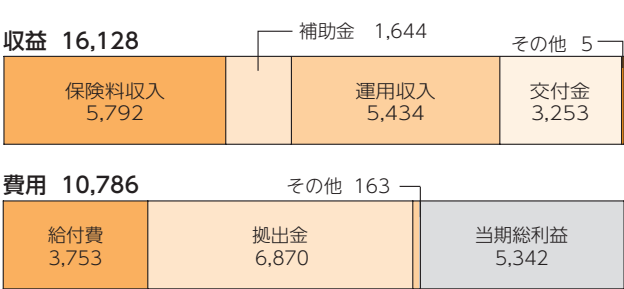
（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図3 年金等給付事業（厚生年金勘定）の損益状況

（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

年金等給付事業

●厚生年金勘定

3%）増加し、3830億円となりました。

損益は、当期総損失が前年度から52億円（42・9%）減少し、69億円となりました。この損失は積立金により整理されることとなります（図2）。

厚生年金勘定では、厚生年金保険法に規定する加入者の老齢、障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付、経過共済年金の給付の他、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金などの納付を行っています。

収益は、運用収入が大きく増加した

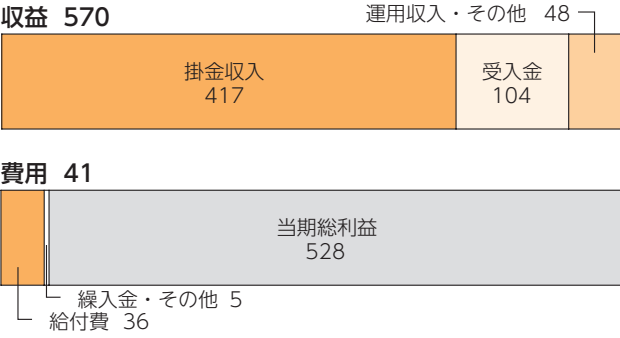
ことなどから、前年度より2465億円（18・0%）増加し、1兆6128億円となりました。

費用は、給付費や拠出金が増加したことなどから、前年度より588億円（5・8%）増加し、1兆786億円となりました。

損益は、前年度より1877億円（54・2%）の増益となる5342億円の当期総利益を計上することになりました。この利益は、将来の年金等給付のために積み立てることになります（図3）。

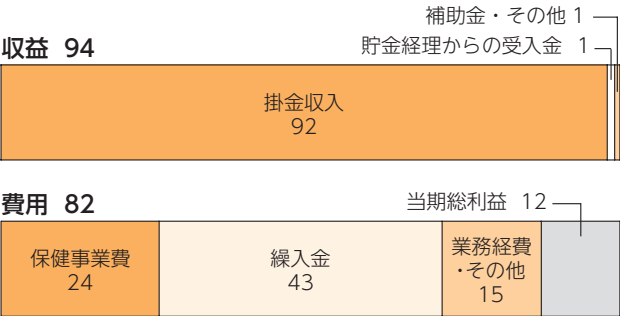
年度末の年金受給権者数は64万1734人で前年度より1万739人（1・7%）増加しました。

図4 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の損益状況（単位：億円）



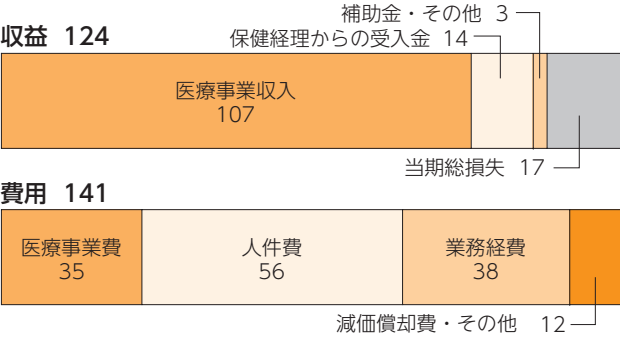
注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図5 保健事業（保健経理）の損益状況（単位：億円）



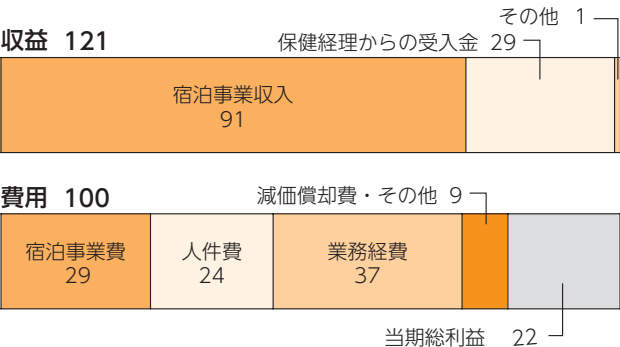
注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図6 医療事業（医療経理）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図7 宿泊事業（宿泊経理）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

●退職等年金給付勘定

加入者の退職、職務上の障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付などを行っています。

2年10月より、加入者及び学校法人等の負担を軽減するため、厚生年金勘定職域年金経理から掛金率0・3%相当額を受け入れ、当該受入金を財源として掛金率の軽減を図り1・20%としています。

収益は、掛金収入、受入金及び運用収入が増加したことから、前年度より24億円（4・3%）増加し、570億円となりました。

費用は、給付費が増加したことなどから、前年度より8億円（22・2%）増加し、41億円となりました。

損益は、前年度より16億円（3・1%）の増益となる528億円の当期総利益を計上することになりました。

この利益は将来の年金等給付のために積み立てることになります（図4）。

年度末の年金受給権者数は10万3581人で前年度より1万3058人（14・4%）増加しました。

保健事業

●人間ドック利用費用補助や特定健康診査・特定保健指導等を実施

加入者や被扶養者の健康の保持増進を目的として、人間ドック利用費用補助、特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、契約施設の割引事業などの保健事業を行っています。

7年度の保健事業費は24億円でした。そのうち人間ドック利用費用補助が51%、特定健康診査等の給付費が18%を占めています。

また、医療経理へ14億円、宿泊経理へ29億円、計43億円を繰り入れました（図5）。

注 福祉事業分の掛金収入は保健経理で受け入れ、医療経理・宿泊経理へ資金の繰り入れを行っています。

医療事業

●直営医療施設を運営

東京臨海病院を運営しています。収益は、医療事業収入が減少したことなどから、前年度より1億円（0・8%）減少し、124億円となりました。

費用は、人件費が増加したことなどから、前年度より2億円（1・6%）増加し、141億円となりました（図6）。

宿泊事業

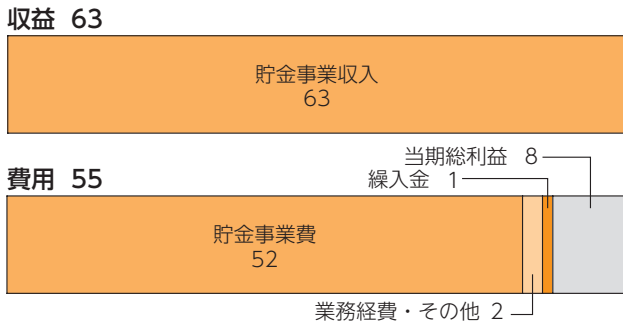
●直営宿泊施設を運営

ガーデンパレスや宿泊所・保養所を全国16か所で運営しています。

収益は、宿泊事業収入が増加したことなどから、前年度より7億円（8・7%）増加し、121億円となりました。

費用は、材料費高騰の影響などにより、宿泊事業費が増加したことなどから、前年度より1億円（0・5%）増加し、100億円となりました（図7）。

図8 貯金事業（貯金経理）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

●**積立貯金残高は1兆1970億円**

積立貯金、積立共済年金及び共済定期保険の事業を行っています。

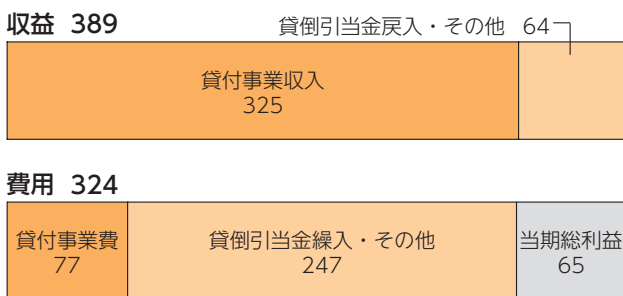
収益は、信託収益の増加により、貯金事業収入が増加したことから、前年度より7億円（12・1％）増加し、63億円となりました。

費用は、貯金利率の引き上げによる支払利息の増加により、貯金事業費が増加したことなどから、前年度より11億円（26・2％）増加し、55億円となりました（図8）。

なお、積立貯金の年度末の加入者数は16万5271人、貯金残高は1兆1

貯金事業

図9 貸付事業（貸付経理）の損益状況（単位：百万円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

●**貸付残高は173億円**

加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける事業を行っています。

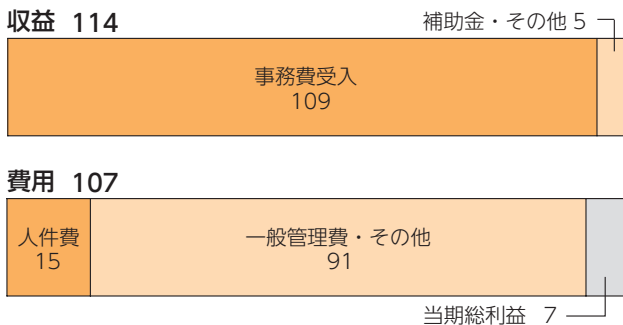
収益は、貸付利率の引上げによる増加により、貸付事業収入が増加したことなどから、前年度より7608万円（24・3％）増加し、3億8877万円となりました。

費用は、人件費の増加から、前年度

970億円となっています。また、積立共済年金の加入者数は3万0121人、共済定期保険の加入者数は6万7210人となりました。

貸付事業

図10 その他事務費等（共済業務勘定）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

●**国庫補助金は2億4779万円**

短期（医療）給付事業と年金等給付事業の事務に要する費用を賄っています。

収益は114億円となり、そのうち国庫補助金として2億4779万円が補助されました。

短期給付や年金等給付の決定、加入者の資格取得、標準報酬月額の設定、掛金等額の調定などの事務に要する費用は、107億円になりました（図10）。

その他事務費等

私学事業団を装う偽サイトにご注意ください

現在、私学事業団のホームページを装った偽のホームページ（偽サイト）が見つかっています。こうした偽サイトは、アクセスするとウィルス感染や情報の詐取等の被害を受ける恐れがあります。十分にご注意ください。

アクセスする前に、URLに不自然な点がないこと、特にドメインが「shigaku.go.jp」となっていることをご確認ください。

事業団資金 で 明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

学校法人 自由ヶ丘学園
対象校 自由ヶ丘学園高等学校
所在地 東京都目黒区
対象事業 新校舎建築

渋谷駅から電車で約10分という立地ながら、落ち着いた洗練された街並みが広がる目黒区自由が丘。「住みたい街」としても根強い人気を誇るこの街の名前は、実は「自由ヶ丘学園」に由来しています。

今回訪れた自由ヶ丘学園は、1930年にこの地に設立され、現在、自由ヶ丘学園高等学校を設置する高等学校法人として、地域に愛されながら、その歴史をつないでいます。

同学園では、来たる100周年に向けて、積極的に教育プログラムの改革や校舎の整備を進めています。

今回は、地域とともに、生徒たちの「自由」な成長をサポートするさまざまなしくみを備えた新校舎を取材しました。

新校舎建設に向けた計画はどのように進められましたか。

2030年に100周年を迎える本校では、10年ほど前から新校舎建築に向けたプロジェクトを始動しました。同時に、「新しい学び」に対応していくための大規模な学校改革についても並行して着手していました。その過程で、



他の校舎と渡り廊下でつながる新7号館
入口はセキュリティ面にも配慮されています

長年にわたり男子校として運営してきた本校は、2023年に、共学校として舵を切るようになりました。そのため、まずは、セキュリティ面を含めた、既存の校舎の大幅なリニューアルを実施することでしたが、計画中の新校舎についても、「新しい学び」や「共学化」を踏まえたものとして、さらに検討を進めていくこととなりました。

2週間に一度のペースで、設計士、建築士との打ち合わせを重ねながら、理想の形を具体化していきました。

最終的には、2年ほどの建設期間を経て、2025年の冬に新7号館が完成しました。

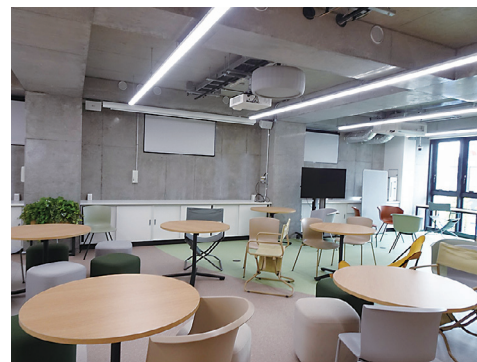
新7号館設計におけるコンセプトについて教えてください。

新7号館のコンセプトとしては、「新しい学び」を体現できる場所にすることを考えました。「スタジオ型の特別教室」や、多用途に使える「ホール」を整備したのもそのような観点からです。

検討の過程では、教育戦略室を中心に、校舎に対する生徒のアイデアや先生の要望を取りまとめていきました。特に、有志の生徒たちが自分たちで企画・デザインしたスタジオ型の特別教室には、自由な発想があふれています。

新7号館の特長的な空間である、スタジオ型の特別教室やホールについて教えてください。

特別教室として整備した721Studio、723Studioの二つの部屋は、授業で使う以外の時間、特に、放課後は、生徒のみが利用する空



リラックスできるチェアも配置した721Studio
天井にはサウンドマスキングスピーカーを配置

間として提供しています。

各種の什器や床のデザイン、配色に至るまで、生徒たちが、メーカーのショールームに足を運び、自分たちでそれぞれ企画・検討したものになります。そのため、二つの部屋はウェルネスルームとエンターテインメントルームという全く違った趣を持っており、自由なレイアウトが可能で、形や機能もユニークな机や椅子、パーテーション等が並びます。

スクリーンやモニター等も複数台備えており、プレゼンテーションの練習や、委員会・部活動のミーティング、さらにはちょっとしたパーティまで、さまざまな用途に使われています。

生徒が特に希望して設置したサウンドマスキング機能を備えたスピーカーは、会話の漏れや騒音を遮断する効果があり、エリアを分けずとも、周囲の人の声を気にせず会話ができる優れも



台形の机で組み合わせ自由な723Studio
それぞれの床の配色も生徒こだわりのポイント



学園の表現の場として新たに誕生した
100周年記念ホール

のです。その分、やや値が張る商品ではありましたが、生徒からいかにこのスピーカーが有用であるか、教職員に向けたプレゼンテーションがあり、その説得力に心を動かされました。

充実した設備と、あまりに居心地のよい空間に、生徒たちが放課後も遅くまでなかなか帰ろうとしないほど、大変人気のスペースとなっています。

また、新7号館の3階に設置した100周年記念ホールは、大きな広間になっています。

本学では、部活動が盛んなため、新7号館建設にあたっては、体育館増設の要望が強くありました。

しかし、せっかくの機会ですので、単純に体育館として整備するだけでなく、グループ学習やイベント、式典も含めて幅広い用途に使える空間として整備することとしました。音響や映像設備については最新のものを導入

し、見やすい、聴きやすい空間を整えています。入学式等では、別会場の中継映像を投影するサテライト会場として利用していますが、保護者の皆様から大変ご好評をいただいています。

―教育面で感じている効果はありますか。―

本学では、「確かな学力」と「新しい学び」が重要と考えています。

高校生は、どうしても受験に目が行きがちですが、何よりも今しかない高校生活を楽しんでほしいという思いがあります。そのため、受験勉強だけではない「学び」の中で生徒たちが自由に、ワクワクしながら成長していったほしいと考えています。

そんな本学の特長である、自由で、「新しい学び」を具現化していくための空間として、新7号館は非常に有効に活用されています。

本校が実践しているアントレプレナーシップ教育や地域共創等を含めた「新しい学び」の授業では、さまざまなことを発表したり、探求したりしていく中で、生徒たちの力が自然に培われていることを感じています。

企業の方をお呼びして実施している特別授業等でも、生徒たちが気負うことなくプレゼンテーションを行い、楽しそうな様子が見えます。

地域共創においては、自由が丘の街や、目黒区商店街と連携しています。商店街の皆様にはさまざまな面でご協



新7号館に隣接する新しいテニスコート
災害時には住民の避難スペースにもなります

力をいただき、地域のイベントへの参加やコラボレーションプロジェクトの実施等、生徒たちの提案で多種多様な取り組みを実施しています。

生徒たちも自由が丘という街を楽しんでいるようで、地域とともに成長していると感じています。

―新7号館は地域の避難所としての役割も期待されているそうですが、詳しく教えてください。―

本学では、以前から、災害時に地域の皆様の避難所として利用できるよう、目黒区と協定を結んでいましたが、今回の新7号館建設にあたっては、避難所としての機能を充実させるということも併せて実施しました。

災害時には、この新7号館を避難所として利用していただく想定で、かなり頑丈なつくりとなっています。また、隣接する新しいテニスコートには、道路からの動線を確保し、必要な車両が

乗り入れやすいようにしました。

2026年中には、目黒区の主導で、敷地内にマンホールトイレの設置や、区の防災倉庫の移設等も予定しており、防災拠点として、さらに機能が強化される見込みです。

既存の校舎と道路を挟んで渡り廊下でつながるこの新7号館は、生徒の空間とも区分しやすい構造となっているので、避難された住民の皆様にとっても生徒にとっても、互いに気兼ねなく安心して過ごせるようになっていきます。

―今後の展望についてお聞かせください。―

今後は、100周年に向けて、既存の校舎の改修等、さらなる整備を進めていきたいと思っています。

生徒たちはもちろんですが、教職員にも、この学校に来てよかったと思ってもらえるような、そんな空間づくりを進めていきたいと考えています。

―事業団融資を利用された理由をお聞かせください。―

やはり、金利の面が魅力的でした。さまざまな金融機関を含め検討しましたが、最終的に事業団の融資を利用することとしました。

提出書類等の案内など必要な都度、担当者から連絡があり、安心感をもって進めることができました。

令和8年度 第2回私学共済事務担当者研修会

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者研修会(以下「研修会」といいます)は、事務担当者に私学共済制度を理解していただくことを目的としています。ぜひお申し込みください。

●開催日及び会場等

1月13日(水)～1月28日(木)
全国のガーデンパレスで20回(「資格・短期」コース10回、「年金」コース10回)開催します。

詳細は、9月調定掛金等納付通知書(10月13日発送)に同封する「研修会開催案内(参加申込書付き)」又は私学共済ホームページ(「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧)各種説明会(共済事業本部主催)をご覧ください。
開催案内は私学共済ポータルのお知らせ情報一覧からも確認できます。

●参加できる人

学校法人等の共済事務担当者

注 加入者資格の有無は問いません。

●研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金等給付関係について、「私学共済事務担当者研修会テキスト」及び「事務の手引」を基に講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

●参加費

1コースにつき10000円

●研修時間

9時30分～16時30分

●申し込み方法等

(1)研修コースの確認

「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれに、各学校2名まで申し込み可能です。ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込みすることはできません。

(2)申し込み方法及び期限

開催案内の「令和8年度 第2回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、11月10日(火)「必着」までに、私学事業団共済事業本部宛てに郵送してください。

●通知方法

参加の可否は、12月中旬に学校法人等宛てに書面で通知します。

●注意事項

- 各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
- 応募者が著しく少ないコースは、中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

短時間労働加入者にかかる 資格要件の特例

業務部 資格課

最低賃金法第7条(最低賃金の減額特例)の適用を受ける短時間労働者のうち、月額賃金が8万8000円未満の人(特定減額特例対象者といいますが、原則として資格取得の対象となりません。ただし、新たに特例規定が設けられ、対象者が私学事業団へ学校法人等を通して所定の用紙で申し出ること、短時間労働加入者として資格取得することが可能となります)。

●実施日

令和8年10月1日(予定)

詳細は、通知文や私学共済ホームページ等でお知らせします。

令和8年10月開始の保険料 調整制度(短時間労働者向け) について

業務部 掛金課

10月1日時点では、新たな任意特定学校法人等(労使の合意を得て短時間労働者を私学共済制度に適用させる、通常加入者が50人以下の学校法人等)が対象です。利用は、対象となった日から2年以内に申し出てください。

手続き方法は省令の制定後に通知文、私学共済ホームページ等でお知らせします。【本誌7月号参照】

積立貯金の利率を引き上げます (令和8年10月1日)

福祉部 貯金・貸付課

10月1日から貯金規則を一部改正し、貯金利率を0.5%(半年複利)に引き上げます。

他の金融商品と比べて有利な制度である積立貯金をぜひご利用ください。

今後金利動向等を注視して安全かつ有利に管理・運用し、貯金利率の変更については柔軟に対応していきます。

なお、後期募集の締め切りは、10月23日(金)私書箱必着です(18頁参照)。

加入者貸付の利率を引き上げます (令和8年11月から)

福祉部 貯金・貸付課

預託金利率の変動に伴い、11月1日から、変動金利の貸付け(一般、教育、結婚、住宅、医療・介護)の利率を年利2.26%から2.76%に引き上げます。

11月定期償還から償還額が変わるため、借受人が所属する学校法人等には9月中旬に利率変更後の定期償還額を通知します。

ただし、事前の償還額のお問い合わせには回答できませんのでご了承ください。

被扶養者の再審査と 加入者資格等の検認を実施します

業務部 資格課

私学事業団では、加入者との生計維持関係を確認するため、被扶養者の再審査と加入者資格等の検認を行っています。

令和8年度は、東日本ブロックの学校法人等を対象に、被扶養者の再審査と加入者資格等の検認を実施します。

西日本ブロックの学校法人等は、加入者資格等の検認のみ実施します。

東日本ブロック

県コード01(北海道)～15(新潟)

再審査と検認を実施します

●実施日程

通知文・回答書等の発送

9月11日(金)～15日(火)

回答書・結果報告書の提出締め切り

11月6日(金) 必着

再審査結果通知の発送

9月2月5日(金)

●再審査の対象となる被扶養者

7年12月31日以前に認定されている被扶養者(8年12月1日までに75歳を迎える被扶養者及び75歳を迎える加入者の被扶養者を除きます)のうち、次の①②のいずれか(又は両方)に該当する被扶養者

①平成20年4月1日以前生まれの被扶養者

養者

②同居が認定の要件になっている被扶養者

養者

表 被扶養者の収入要件・同居要件

	対象となる被扶養者	認定要件	確認書類
収入要件	・60歳未満の人	◎年収130万円未満 (月額108,334円未満)	所得証明書 収入見込証明書等
	・配偶者を除く19歳以上23歳未満の人 (当年12月31日時点の年齢)	◎年収150万円未満 (月額125,000円未満)	
	・60歳未満で障害を事由とした年金を受給している人 ・60歳以上の人	◎年収180万円未満 (月額15万円未満)	所得証明書 年金改定通知書等
同居要件	・3親等の血族 (ひ孫、おじ・おば、甥・姪等) ・姻族 (配偶者の父母や兄弟、子の配偶者等)	◎同居 →別居した時点で 被扶養者を取消し	住民票等

●再審査で確認する内容

収入及び同居の要件等に該当していることを確認します(表参照)。

その他、次の場合は被扶養者の取り消しが必要となるため、併せて確認してください。

- ・就職して社会保険に加入した
- ・結婚、離婚、離縁など親族関係が変更になった
- ・加入者より優先される扶養義務者が社会保険に加入した、加入者の収入を上回った

●国内居住要件を満たさなくなった

●再審査回答書の提出方法

学校法人等から再審査回答書を加入者に配付してください。加入者が対象となる被扶養者の現況を確認して回答書に記入したものを学校法人等が取りまとめ、回答書の回収結果を結果報告書に記入し、回答書とともに期限日までに本事業団へ提出してください。

なお、回答書を提出する際に、表に記載した確認書類を添付する必要はありませんが、本事業団が必要と認めた場合は、確認書類を追加で提出していただくことがありますので、要件の確認は確実にお願いします。

回答書の提出がない場合は、被扶養者の認定を継続することができないため、本事業団において被扶養者の認定を取り消します。

回答書の回収漏れや提出忘れのないよう注意してください。

●被扶養者の要件を欠いたとき

被扶養者としての要件を欠いていることが分かったときは、回答書にその旨を記入するとともに、必ず「被扶養者取消申請書DL^e」も提出してください。

再審査は私学共済ホームページ「よくある質問(Q&A)」▼被扶養者再審査にかかるQ&A」をご覧ください。

●加入者資格等の検認

加入者及び再審査の対象とならない被扶養者は、加入者資格等の検認を行ってください。本事業団から送付する再審査・検認該当者一覧の記載内容を学校法人等が確認するか、送付する検認表を加入者に配付し、内容を確認したのち、再審査の結果と併せて結果報告書に記載し、本事業団に提出してください。なお、検認表は提出不要です。記載内容に訂正等がある場合は、所定の報告書等により手続きが必要です。

西日本ブロック

県コード16(富山)～47(沖縄)

検認を実施します

●実施日程

通知文・検認表等の発送

9月16日(水)～18日(金)

結果報告書の提出締め切り

11月6日(金) 必着

検認方法は、前記の東日本ブロック「加入者資格等の検認」と同様です。

定時決定にかかる確認通知書を送付します 令和8年9月7日～9日発送

業務部 資格課

「標準報酬基礎届書^{DL}」(以下「基礎届書」といいます。電子申請や電子媒体による報告も含みます)による定時決定にかかる標準報酬月額について、「確認通知書(2)」を9月7日から順次発送します。電子での受け取りを希望した学校等へは9月5日頃にデータを送信します。

学校法人等用と加入者用の2種類ありますので、加入者用は、必ず加入者に配付してください。

「確認通知書(2)」の異動内容

●定時決定

- ・「基礎届書」の報告に基づき、4・5・6月の報酬の平均額で標準報酬月額を決定

- ・ただし、4・5・6月の3か月とも無給又は休職給が支払われている、もしくは支払基礎日数が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)であった加入者は、現在確認されている標準報酬月額と同額で決定

●定時決定(年平均額)

- ・「基礎届書」、「保険者決定(年間報酬額の平均額により算定)の申立書^{DL}」及び「標準報酬基礎届・保険者決定申立に係る例年の状況、標準報酬月

額の比較及び加入者の同意書^{DL}」に基づき、年平均額で標準報酬月額を決定

●定時決定不要者

- ・8年6月1日から8月31日までに資格取得(所属学校等変更は除きます)した加入者は、資格取得時の報酬月額で標準報酬月額を決定

- ・8年7月又は8月に標準報酬月額を改定した加入者は、改定後の報酬月額で標準報酬月額を決定

●定時決定(保険者決定)

- ・「基礎届書」が未提出などの場合は、やむを得ず私学事業団が現に確認している直近の標準報酬月額で決定

定時決定にかかる訂正等

●決定した標準報酬月額の訂正

「確認通知書(2)」の内容に誤りがある場合は「報酬月額訂正申出書^{DL}」を、異動内容が「定時決定(保険者決定)」となっている場合は、「基礎届書」を至急提出してください。

●決定した標準報酬月額の有効期間

大幅な報酬の増減がない限り8年9月から9年8月まで適用し、毎月の掛金等や給付金等の算定基礎となります。

●後期高齢者医療制度に該当する人

75歳以上(70歳以上で障害認定された人も含みます)の後期高齢者医療制度に該当する人は、「確認通知書(2)」に年金等給付の支給停止額の計算基礎となる等級と標準報酬月額を表示していますが、掛金の徴収はありません。

●資格喪失報告書^{DL}の提出

すでに退職している加入者の氏名が「確認通知書(2)」に記載されている場合は、「資格喪失報告書^{DL}」を提出しているか確認し、未提出であれば至急提出してください。

●学校法人等用の異動内容欄に「***」印のある人

「基礎届書」で届け出た報酬(平均額)が、現に確認されている標準報酬月額に比べて2等級以上の差がある加入者については、学校法人等用の異動内容欄に「***」印が表示されます。

この表示のある人が次の①②に該当する場合は、「標準報酬月額改定届書^{DL}」を至急提出してください(詳細は「事務の手引 令和8年版」84頁及び本誌6月号9頁参照)。

注 「***」印があっても、非固

定の給与(残業手当、宿日直手当等)の増減による変動だけで、固定の給与(基本給、扶養手当、通勤手当等)が変動しないときは、「標準報酬月額改定届書^{DL}」の提出は不要です。

①昇給等による固定の給与の変動
[事例] 4月に昇給して固定の給与が

変動し、4・5・6月の報酬の平均額が、現に確認されている標準報酬月額に比べ2等級以上増額になった場合

「届け出方法」算定基礎月を4・5・6月とし、7月改定として届け出てください。なお、基本給が変動せず、扶養手当や通勤手当だけが変動した場合も、固定の給与の変動にあたりません。

②遡ってベース改定(差額支給)を実施
[事例] 4月に遡ったベース改定を5月に実施し差額を支給した場合で、改定後の額で5・6・7月の報酬の平均額が、現に確認されている標準報酬月額に比べ2等級以上増額になった場合

「届け出方法」差額支給した月(新ベースで報酬を支給した月)が変動月(算定基礎月の初月)となります。算定基礎月の5・6・7月には、改定後の報酬額を記入して届け出てください。8月改定となります。

●7月以降に、ベース改定(差額支給)を実施したとき

変動月が7月以降のときは、「基礎届書」の訂正は必要ありません。変動月から3か月の報酬の平均額が定時決定(ベース改定前の額で決定)で確認された標準報酬月額と比べて2等級以上の増減がある場合は「標準報酬月額改定届書^{DL}」を提出してください。

Q3

離婚をしたため、配偶者の被扶養者となっていた子どもを私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。なお、子どもの親権者は私です。

A3

子どもが18歳未満かつ単独親権の場合は、親権を持つ親に扶養の優先権があるとみなすため扶養替えができます。また、子どもが18歳未満で共同親権の場合は、共同親権者の同意書（任意の書式）が必要です。なお、子どもが18歳以上の場合は親権の設定はないため、実際の生計維持関係で判断します。

子どもの年齢	添付書類	内 容	省略の可否
18歳未満	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日、親権者の氏名及び親権を得た日を確認します（住民票は不可）。	省略可（★）
	②加入者の戸籍謄本又は抄本	子どもが18歳未満で扶養手当が支給されない場合、加入者の離婚日を確認します。	
18歳以上	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します。 注 加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用可かつ省略可（★）
	②加入者の戸籍謄本又は抄本	子どもが18歳以上の場合は親権を決める必要がないので、加入者の戸籍謄本又は抄本で離婚日を確認します。	
	③子どもの収入を確認する書類 ・無収入の学生の場合→在学証明書（ただし、22歳以上の者、大学院生、夜間部、通信教育課程の場合は不可）又は過去3年間無収入の場合は所得証明書（非課税証明書） ・アルバイト等の収入がある場合→アルバイト先等が証明する年収見込証明書	子どもと加入者が同じ戸籍の場合は、加入者の戸籍謄本のみで可	省略不可 ただし、所得証明書（非課税証明書）は省略可（★）

Q4

配偶者が退職したため、配偶者の被扶養者となっていた大学生の子どもを私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。子どもは21歳で、アルバイトをしています。

A4

配偶者の退職によって扶養替えをする場合は、配偶者の退職を証明する書類により扶養替えができます。ただし、子どもは18歳以上で収入があるので、収入を確認する書類が必要です。

添付書類	内 容	省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します。 注 加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用可かつ省略可（★）
②子どものアルバイト先が証明する年収見込証明書	アルバイト収入があるので、在学証明書は不可。アルバイト先が証明する年収見込証明書で150万円未満であることを確認します。	省略不可
③配偶者の退職証明書（原本）又は離職票の写し	配偶者の退職年月日を確認します。	省略不可

★…加入者と同じ居しており、認定対象者のマイナンバーにより、他機関との情報連携にて必要な情報が確認できる場合は、添付書類の一部が省略できます。

【省略できる添付書類】

- ・住民票 **注**…加入者が世帯主の場合に限る
- ・所得証明書（非課税証明書） **注**…過去3年間無収入の場合に限る
- ・雇用保険の離職票

注 子どもの収入を確認する書類については、「事務の手引 令和8年版」130頁「被扶養者認定にかかる生計維持関係の添付書類（一般例）」を参照してください。

なお、被扶養者の基本的な事項は「事務の手引 令和8年版」110頁又は私学共済ホームページを参照してください。

ここに掲載した添付書類で確認できない事項がある場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

被扶養者認定申請事例（子どもの認定）

業務部 資格課

被扶養者の認定申請は、新たに加算者となる人に被扶養者の要件を備える人がいるとき、又は新たに被扶養者の要件を備える人ができたときから5日以内に私学事業団に申請してください。なお5日を過ぎた場合でも30日以内に届け出があれば、事由発生日が認定年月日となります。ただし、30日以内に提出がないときは、その届け出を私学事業団で受理した日（又は発信日）が認定年月日となります。

Q1 子どもが生まれたので私の被扶養者として認定申請ができますか。また、必要な添付書類は何ですか。なお、配偶者は会社員で被用者保険に加入しています。

A1 加入者と配偶者の年間収入を比較して加入者の方が多い、又は同程度（差額が1割以内の範囲）であれば、認定できます。

添付書類	内 容	省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します。 注 加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用可かつ省略可（★）
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）。 注 被扶養者認定申請書の「加入者の年間収入」欄に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。	省略不可 ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）。

ポイント

- 1 加入者の勤務先から子どもにかかる扶養手当が支給される場合は、収入比較は必要ありません。②の書類は添付不要です。被扶養者認定申請書の「扶養手当」の有無及び金額を必ず記入してください。
- 2 配偶者が前年の途中で就職や転職している場合など、源泉徴収票や所得証明書等で確認できる収入額が変動している場合は、認定日以降の収入を確認するため、現在の勤務先が証明する年収見込証明書を提出してください。なお、育児休業等により休業し報酬が減額又は無給となっても、休業しなかったとしたら得られる報酬で収入を比較しますので、休業しなかったと仮定した状態の年収見込証明書が必要です。
- 3 戸籍謄本等に代えて市区町村が発行する出生届受理証明書（原本）を添付することができます。なお、母子手帳の写しでは代用できません。

Q2 昇任して収入が増えたので、配偶者の被扶養者になっている子ども（18歳未満）を私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。

A2 加入者の収入が増加し配偶者の収入より多くなった場合、配偶者の健康保険の被扶養者になっていた子どもは、加入者の被扶養者に扶養替えすることができます。

添付書類	内 容	省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します。 注 加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用可かつ省略可（★）
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）。 注 被扶養者認定申請書の「加入者の年間収入」欄に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。	省略不可 ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）。

ポイント

- 1 子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類も必要です（A3の「子どもの年齢が18歳以上」及び12頁注参照）。
- 2 収入逆転による扶養替えでは、原則、認定年月日は私学事業団で申請を受理した日（又は発信日）となります。私学事業団で認定を受けてから、速やかに配偶者の健康保険に被扶養者の取り消しを申請してください。

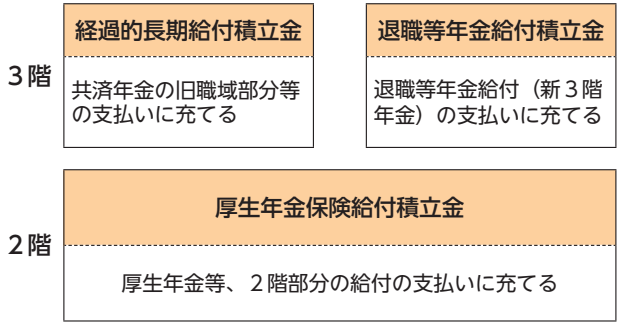
令和7年度 年金積立金の運用状況

資産運用部

年金積立金の区分

年金積立金は、図のとおり、厚生年金等2階部分の給付の支払いに充てるための厚生年金保険給付積立金・共済年金の旧職域部分相当給付（旧3階年金）等の支払いに充てるための経過的長期給付積立金・退職等年金給付（新3階年金）の支払いに充てるための退職等年金給付積立金に区分し、それぞれの区分に応じて運用しています。

図 年金積立金のイメージ



管理運用の方針

年金積立金は、それぞれの積立金ごとに適切に管理運用を行うため、基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」を定めています。

●管理運用の目的

加入者（被保険者）の利益のため、長期的な観点から、安全かつ効率的に管理運用を行うことを目的としています。

●運用の目標

厚生年金保険給付積立金

厚生年金の給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に目標とする実質的な運用利回り（運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）を最低限のリスクで確保することです。

経過的長期給付積立金

旧職域部分等の給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に目標とする実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することに加え、厚生年金保険料や退職等年金給付掛金の軽減に寄与することです。

退職等年金給付積立金

制度上設定される基準利率以上の運用利回りを確保することです。

●基本ポートフォリオによる投資

積立金ごとに運用の目標は異なることから、それぞれ長期的観点で最適な資産配分と考える「基本ポートフォリオ」を策定しています。

特に、厚生年金保険給付積立金と経過的長期給付積立金については、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本としています。

なお、基本ポートフォリオは適宜検証を行っており、必要に応じて見直すこととしています。

●資産運用検討委員会

私学関係者と資産運用関係の有識者で構成され、年金積立金の運用に関する管理運用の方針の策定及び変更、基本ポートフォリオの検証、管理運用状況の評価及び公表に関して意見を聞くために、定期的に開催しています。

市場環境（表1）

年度初めは、米トランプ大統領による輸入関税率の大幅引き上げ表明を受け、内外の株式市場が急落し、リスク回避姿勢が強まりました。その後、一部の国に対する関税率引き下げを背景に市場心理は徐々に改善し、夏場にかけて株価は年度初めの水準を回復しました。さらに、AIや半導体関連企業の業績拡大期待が相場を押し上げ、内外株は高値更新の展開となりました。国内では10月下旬に高市内閣が発足し、年末の大型補正予算編成を経て、

1月下旬に衆議院が解散され、2月の総選挙で自民党が300議席超を獲得しました。積極財政を掲げる政権への期待から株価は一段高となりましたが、2月末の米国とイスラエルによるイラン攻撃を受け、世界の株式市場は再び調整局面に入り、そのまま年度末を迎えました。

表1 市場環境（令和7年度の主要指標）

指 標		令和6年度末	令和7年9月末	令和7年度末	前年度末 対比	傾向
株式	日経平均（円）	35,617.56	44,932.63	51,063.72	15,446.16	上昇
	NYダウ（ドル）	42,001.76	46,397.89	46,341.51	4,339.75	上昇
金利	日本国債10年（%）	1.49	1.65	2.35	0.86	上昇
	米国債10年（%）	4.21	4.15	4.32	0.11	上昇
為替	ドル/円（円）	149.96	147.90	158.72	8.76	円安
	ユーロ/円（円）	162.21	173.53	183.38	21.17	円安

国内金利は当初、景気減速懸念から低下しましたが、その後は国債増発への警戒や高市政権による積極財政路線を背景に上昇し、原油高に伴うインフレ懸念も加わって上昇圧力が強まりました。

為替市場では、米ドル／円が一時139円台まで円高が進んだ後、財政拡大懸念や有事のドル買いから円安に転じ、年度末には160円近辺まで円安が進みました。

運用状況

●厚生年金保険給付積立金

厚生年金保険給付積立金の年度末残高（時価）は、4兆9449億円となり、7年度の運用利回りは、プラス17・18%でした（表2）。

国内債券の運用利回りはマイナスでしたが国内株式、外国債券、外国株式はいずれもプラスとなりました。中でも国内株式については他の資産を上回る大きなプラスとなり全体の利回りに大きく寄与しました。

●経過的長期給付積立金

経過的長期給付積立金の年度末残高（時価）は、2兆2153億円となり、7年度の運用利回りは、プラス6・23%でした（表3）。

経過的長期給付積立金については、保有割合の高い国内債券の運用利回りはマイナスでしたが、厚生年金保険給付積立金と同様で国内株式、外国債

券、外国株式はいずれもプラスとなり、全体の利回りもプラスとなりました。
積立金の負債対応部分と剰余部分
経過的長期給付積立金には、共済年金の旧職域年金の支払いに必要な額（負債対応部分）を超える額（剰余部分）が存在します。

表2 厚生年金保険給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	時 価 (億円)	評価損益 (億円)	時価構成 割 合	乖離幅	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅						
国内債券	25%	±10%	13,418	12,624	△794	25.5%	0.5%	△3.75%
国内株式	25%	±6%	7,522	12,541	5,019	25.4%	0.4%	35.01%
外国債券	25%	±5%	10,646	12,013	1,367	24.3%	△0.7%	12.18%
外国株式	25%	±6%	5,681	12,270	6,590	24.8%	△0.2%	25.63%
合 計	100%	—	37,267	49,449	12,182	100.0%	—	17.18%

注1 国内債券には、貸付金と短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。

表3 経過的長期給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	時 価 (億円)	評価損益 (億円)	時価構成 割 合	乖離幅	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅						
国内債券	—	—	15,463	14,260	△1,202	64.4%	—	△3.34%
	25%	±6%	(2,876)	(2,672)	(△204)	(25.3%)	(0.3%)	(△0.89%)
国内株式	—	—	1,641	2,616	975	11.8%	—	35.64%
	25%	±6%	(1,641)	(2,616)	(975)	(24.8%)	(△0.2%)	(35.64%)
外国債券	—	—	2,366	2,693	327	12.2%	—	13.95%
	25%	±5%	(2,366)	(2,693)	(327)	(25.5%)	(0.5%)	(13.95%)
外国株式	—	—	1,409	2,584	1,174	11.7%	—	26.23%
	25%	±6%	(1,409)	(2,584)	(1,174)	(24.5%)	(△0.5%)	(26.23%)
合 計	—	—	20,879	22,153	1,274	100.0%	—	6.23%
	100%	—	(8,293)	(10,565)	(2,272)	(100.0%)	—	(18.23%)

注1 国内債券には、短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。
注3 上段は剰余部分を含む積立金全体を表し、() 内については、基本ポートフォリオの対象である負債対応分を表しています。

この剰余部分は、基本ポートフォリオの対象とせず、その全額を国内債券等の安全資産で運用することとしています。
なお、この剰余部分を財源として厚生年金保険料や退職等年金給付掛金の軽減を実施しています。

表4 退職等年金給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	簿価構成 割 合	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅			
国内債券	100%	−10%	5,039	99.2%	1.02%
国内株式	0%	+10%	0	0.0%	0.00%
短期資産	—	—	39	0.8%	0.33%
合 計	100%	—	5,077	100.0%	1.02%

注1 国内債券には、短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、実現収益率です。
注3 国内債券の許容乖離幅は、短期資産との合算で管理しています。

●退職等年金給付積立金
退職等年金給付積立金の年度末残高（簿価）は、5077億円となり、7年度の運用利回りは、1・02%でした（表4）。
退職等年金給付制度の基準利率は、7年10月から8年9月まで0・42%に設定しており、基準利率を上回る運用利回りが確保できています。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」情報公開「年金資産の運用」をご覧ください。

資産形成セミナー開催のご案内

福祉部 貯金・貸付課

資産形成について、専門の担当者が学校法人等を直接訪問して、教職員に向けた説明会を無料で開催します。

セミナーでは、資産形成の重要性や、資産形成におすすめの「**積立共済年金**」と近年話題の「**NISA・iDeCo**」との違いなどを説明します。

●開催概要

●開催期間

8年11月2日(月)～11月20日(金)

●開催人数

10名以上

●所要時間

60分程度

●講師

積立共済年金制度幹事会社

●申し込み期限

第一生命保険株式会社

●申し込み先

開催希望日の2週間前まで

●申し込み先

私学事業団 貯金・貸付課貯金係

●申し込み先

03(3813)5321(代表)

●申し込み先

NISA・iDeCo(事業所番号)

●申し込み先

など・企業型DCに関する照会は、

●申し込み先

本事業団ではお受けできません。

●お問い合わせ先

NISA

取得扱いのある金融機関等

iDeCo

国民年金基金連合会コールセンター

0570(003)105

共済定期保険後期募集にかか
る学校加入コースのご案内

福祉部 貯金・貸付課

学校法人等の福利厚生制度としてぜひご利用ください

●学校加入コースとは

学校加入コースは、学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、保障する制度です。

学校法人等が保険料を負担し、加入者の弔慰金・死亡退職金等として保険金が遺族に支払われます。

●保険料

原則、全額損金として処理できます。

収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

(参考)令和7年度配当率約38・07%

●保障額

10万円から300万円までの10種類

の中から選択できます。

●加入申込審査

医師等による審査はなく、加入資格

(告知内容)に該当すれば申し込みが

でき、申し出のない限り自動更新とな

ります。

●加入申込期間(9年4月1日加入)

8年11月2日(月)～30日(月)

注 詳細は、10月下旬に送付する後期

募集パンフレットをご覧ください。

宿泊所・保養所の
年末年始の宿泊予約

施設部 管理課

宿泊所・保養所の12月31日及び1月の宿泊は、10月1日(木)から予約受付を開始します。

申し込みの電話が集中するため、一時的につながりにくくなることがあります。あらかじめご了承ください。

子ども料金の対象は、3歳以上小学生以下です。

・宿泊予約は、電話で各宿泊所・保養所に直接お申し込みください。

・金沢「兼六荘」の予約は、宿泊の1年前から受け付けを開始しています。

年末年始(12月31日～1月3日)の特別料金

宿泊所・保養所名	電話番号	料金(1泊2食)	
		大人	子ども
湯河原 敷島館	0465(63)3755	17,450円	10,400円
箱根 対岳荘	0460(82)2094	19,800円	12,000円
鎌倉 あじさい荘	0467(22)3506	14,500円	8,700円
葉山 相洋閣	046(875)7300	16,500円	10,000円
金沢 兼六荘	076(232)1239	8,900円～(1泊朝食1名様)	
志賀高原 やまゆり荘	0269(34)2102	13,500円	7,500円
軽井沢 すずかる荘	0267(45)7311	16,500円	11,000円
京都 白河院	075(761)0201	22,000円	13,300円

注 施設により、別途宿泊税・入湯税がかかる場合があります。

オンライン特定保健指導を
受けてみませんか?
(東京臨海病院)

福祉部 保健課

東京臨海病院では、生活習慣病予防を目的としたオンライン特定保健指導を実施しています。健診の結果、私学事業団から特定保健指導利用券が届いた人が対象となります。

初回は約30分間の面談で、生活習慣改善に向けた目標と計画を立て、その後、約3か月間にわたり取り組んでいただきます。管理栄養士や保健師が、一人ひとりに合わせたアドバイスを行い、健康づくりに役立つグッズもお渡ししています。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼オンライン特定保健指導(東京臨海病院)を参照してください。

●予約方法

予約サイトよりご予約ください。

東京臨海病院
オンライン特定保健指導
予約サイト



病院にて、対面での実施も可能です。

●問い合わせ先

東京臨海病院

健康医学センター

03(5605)8822

(平日:9時～16時30分/第2・4土曜:9時～12時)

ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課では、地域の加入者や事務担当者を対象に各種説明会を開催しています。参加費は無料です。ぜひ参加してください。

各種説明会は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧▼各種説明会▼ガーデンパレス共済業務課主催でもご案内しています。なお、申込人数が少ない場合など、状況により中止することがあります。

加入者向け説明会

加入者に役立つ情報をお知らせします

●内容

- ①新しく加入した人向け
- ②退職予定の人向け

①又は②の2種類の説明会を行っています。どちらの説明会を行っているかは各ブロックにより異なります。

①は健康保険や年金等給付のしくみ、福祉事業の利用方法などの説明で、新規加入者から改めて共済制度を知りたい人まで幅広く参加できます。

②は退職前に行う手続きや年金制度のしくみについてお伝えします。

●参加対象者

加入者・被扶養者及び事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧▼各種説明会▼ガーデンパレス共済業務課主催加入者向け説明会」を参照してください。各共済業務課までお問い合わせください。

年金説明会

将来に備えて

年金制度を学びましょう

●内容

退職後の生活を支える年金制度について、基本的な内容を説明します。

年金のことがまったく分からない人でも安心して参加してください。

注 遺族厚生年金、障害厚生年金の説明はありません。

●参加対象者

私学共済の年金加入履歴がある人及びその家族、事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧▼各種説明会▼ガーデンパレス共済業務課主催加入者向け説明会」を参照してください。

各共済業務課までお問い合わせください。

地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

●内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。

毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務への理解を深める機会としてください。

●参加対象者

事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は説明会を開催する地区の学校法人等に送付する開催案内に同封されている申込書により各共済業務課まで郵送で申し込んでください。

学校訪問型説明会

学校法人等に無料で講師を派遣します

●内容

共済業務課職員が学校を訪問して私学共済制度の概要等を説明します。

学内の研修や教職員向けの説明会としても活用できます。

日時や内容のご希望についてはご相談に応じます。詳細は各共済業務課までお問い合わせください。

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011 (222) 6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022 (299) 6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03 (3812) 2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052 (957) 1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06 (6393) 9701	Present
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082 (262) 1134	SunSun News
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092 (752) 0651	そよ風

**共済
業務****共済事業本部**

〒113-8441

東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の後期募集が始まります 申出受付期間 9月28日(月)～10月23日(金)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きしてください。なお、積立貯金のパンフレットは8月下旬に発送しました。追加でパンフレットが必要な場合は貯金・貸付課貯金係まで連絡してください。

●制度のあらまし

- ・利率 年利0.50% (10月1日から適用。半年複利。利率は、金融情勢の変動等により変更する場合があります。9頁参照)
- ・積立金額単位 1,000円単位
- ・積み立て方法 (②のみの積み立てはできません)
 - ①定時積立金 毎月の給与から
 - ②臨時積立金 年3回の賞与等から
- ・今回の申し込みによる積み立て開始時期
11月の給与から【払込期限は12月10日(木)】

●申し込み方法

- ・新規加入 「貯金加入申込書」
- ・積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- ・積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

加入者が提出した書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、提出してください。

提出締め切り日：10月23日(金) 私学事業団必着

●送付先(積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 貯金係

注 積立貯金以外の書類は、共済事業本部の住所宛てに送付してください。誤って同封しないでください。

【福祉部 貯金・貸付課】

電子媒体による届け出の終了

資格関係の報告書のうち「資格取得報告書」「標準報酬月額改定届書」「賞与等支給報告書」「標準報酬基礎届書」については、電子媒体(USBメモリ、CD-R)による報告を受け付けていますが、令和8年度をもって受付を終了します。9年度からは、電子申請、様式用紙、又は電算用紙(学校等で作成した様式用紙で事前申請制)のいずれかで報告してください。詳細は今後「掛金等納付通知書」に同封して送付する通知文、私学共済ホームページをご覧ください。

【業務部 資格課】

アイリスプランの募集

私学事業団では、教職員生涯福祉財団と提携して教職員の経済生活支援事業「アイリスプラン」を実施しています。詳細は、8月に学校法人等に送付した募集パンフレットをご覧ください。

●問い合わせ先 専用ダイヤル 0120(844)022

【福祉部 貯金・貸付課】

令和8年度 特定健康診査の 健診結果データ提出期限(第1回)

令和8年度の定期健康診断を実施済みの学校法人等は、特定健康診査にかかる健診結果データを取りまとめ、9月30日(水)までに提出してください。

提出の際は、事務の効率化と記載不備防止のため、私学事業団のフォーマットによるCSV形式又は厚労省指定フォーマットによるXML形式のデータでの提出をお願いします。

詳細は、5月下旬に送付した事務担当者用「特定健診元気ガイド」をご覧ください。私学共済ホームページ【私学共済事業のご案内▶刊行物▶事務担当者向けの刊行物】にも掲載しています。

【福祉部 保健課】

9月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 8月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
24日(木)	貯金 送金 貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	貯金 後期加入申し込み開始 掛金等 8月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 9月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(水)	掛金等 8月調定納期限 貸付 10月22日送金申し込み締め切り 特健 特定健康診査の健診結果データ提出期限(第1回)

10月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 9月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

お見舞い

令和8年熊本地震及び令和8年8月千葉豪雨により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。私学事業団では、被害を受けられた学校等並びに加入者、被扶養者及び年金受給者の皆様に全力で支援してまいります。被害を受けられた皆様の安全と、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

委員就任のお知らせ

◆運営審議会

令和8年8月1日付 再任 小原 芳明

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、助成業務において私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

この研修制度は、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実に資するための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的としています。

令和9年度の研修生受け入れに関する募集要項は、私学事業団ホームページ〔採用・募集情報▶私学研修生募集〕に掲載しています。

私学研修生募集

【総務部 人事課】

☎03(3230)7883・7884

✉jinji@shigaku.go.jp



経営支援

私学事業団の刊行物案内「今日の私学財政」^{こんにち}

- 「令和7年度版 大学・短期大学編」(CD-ROM)
令和7年12月刊行 3,500円(税込)
- 「令和7年度版 高等学校・中学校・小学校編」(CD-ROM)
令和8年1月刊行 2,300円(税込)
- 「令和7年度版 幼稚園・特別支援学校編」(冊子)
令和8年8月刊行 2,000円(税込)
- 「令和7年度版 専修学校・各種学校編」(冊子)
令和8年8月刊行 2,000円(税込)

NPO法人学校経営研究会を通じてご購入いただけます。ご購入を希望される方は、NPO法人学校経営研究会(☎03-3239-7903・✉gaku@keiriken.net)に直接お問い合わせください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

✉center@shigaku.go.jp

融資

助成業務の貸付金にかかる返済のご案内 (令和8年9月分)

助成業務の学校法人等向け貸付金にかかる元金・利息の返済については、契約締結後に送付した「償還年次表」を参照のうえ、次の点にご留意ください。

●口座振替(口座からの自動引き落とし)の場合

- ①口座振替日は9月14日(通常13日、金融機関休業日の場合は翌営業日)となりますので、**前日までに登録済みの預金口座へ返済金相当額の入金**をお願いします。
- ②口座の預金額が返済額に満たないことにより、引き落としができない場合、再度の自動引き落としは行われません。**引き落としの結果は通帳等により必ずご確認ください。**
- ③引き落としができなかった場合は、私学事業団指定口座にお振り込みをお願いします。振込口座情報は8月下旬に送付した「貸付金返済のご案内」をご覧ください。なお、振込手数料は学校法人のご負担となります。

●振り込みの場合

- ①8月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、期日までに**電信扱い**で私学事業団指定口座にお振り込みください。
- ②本事業団取引銀行の本支店を利用されますと、振込手数料は無料扱いとなりますので、銀行窓口へその旨お申し出ください。
- ③インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の**法人番号**と**法人名**を通信欄に入力してください。
- ④設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず**学校法人単位**で一括してお振り込みください。

- ・期日までに口座振替又は振り込みがされなかった場合、**約定返済日(15日)の翌日から元金に対して延滞金が発生しますのでご注意ください。**
- ・貸付金の返済は事務負担の軽減にも役立つ口座振替が大変便利です。口座振替の手続きを希望の学校法人は、融資課までお問合せください。
- ・共済業務における積立貯金・加入者向け貸付事業については、取り扱い及び担当部署が異なりますので、ご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871～7874

✉yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
JR「金沢」駅兼六園口(東口)から北鉄バスで「南町・尾山神社」下車、徒歩3分

料亭「加賀料理 秋月」で味わう【花の膳プラン】

夕食はひがし茶屋街からほど近い、料亭「加賀料理 秋月(しゅうげつ)」で金沢の四季折々の食材のお料理をお楽しみください。

1泊2食(2名1室/1名様) 19,600円～

取扱期間:令和9年3月31日まで(火曜日・年末年始を除きます)

- ・お食事開始は18:00からです。
- ・兼六荘から料亭までは往復送迎がごさいます(兼六荘17:40発 送迎バス)。
- ・朝食は兼六荘にてご用意いたします。

注 別途、宿泊税が必要です。



花の膳(夕食イメージ)

志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂7148 ☎0269(34)2102
JR「長野」駅(東口)から、「志賀高原」行き急行バスで70分又は長野電鉄「湯田中」駅からバスで40分、いずれも「蓮池ひろば」下車、徒歩5分

1泊2食付プラン

志賀高原は秋の訪れが早く、紅葉は9月下旬から10月中旬までが見頃です。大小さまざまな湖沼群の水面に紅葉が映り込む幻想的な景色を、整備された遊歩道、リフトからぜひお楽しみください。

(1名1室/1名様) 12,000円
(2名1室/1名様) 11,000円
(3～4名1室/1名様) 10,500円

取扱期間:通年(年末年始を除きます)

注 別途、宿泊税がかかる場合がございます。



やまゆり荘

融資事業のご案内

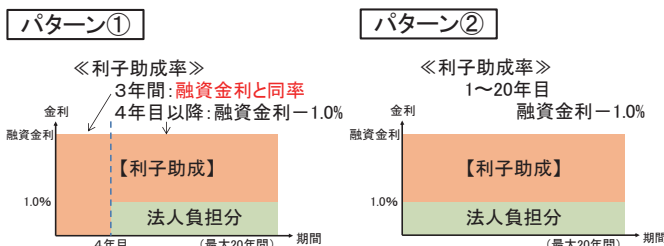
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm



校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- ・事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ・融資金利が1.0%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ・利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和8年8月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 4.00	年% 3.40	年% 2.70	年% 2.30
寄宿舎などの建築・用地取得	4.10	3.50	2.80	—
園バスや備品などの購入	—	—	2.70	(5.5年以内) 2.10

- ・返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- ・金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
✉ yushi@shigaku.go.jp